



平成 25 年度復興特区支援利子補給金の公募について

1. 趣旨

復興庁は、被災地の復興に向け、復興推進計画を実施する上で中核となる事業に必要な資金の融資に対して利子補給金を支給する復興特区支援利子補給事業の対象となる事業を募集するため、対象要件となる基準を定めた平成 25 年度復興特区支援利子補給金公募要領を制定し、市町村及び金融機関に対して、公募していくこととします。

2. 対象基準等

復興特区支援利子補給金の対象事業は以下のとおり。

復興推進計画の区域における雇用機会の創出その他の東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進に資する経済的社会的効果を及ぼすものとして東日本大震災復興特別区域法施行規則第 2 条に規定された事業のうち復興推進計画の目標を達成する上で中核となるものが支給対象。

復興推進計画の目標を達成する上で中核となるものの対象要件の概要は以下のとおり。

- A：認定申請を行う市町村におけるそれぞれの日本標準産業分類の大分類に占める対象業種（中分類）の占有率
- B：対象業種の中における当該事業者の売上額又は従業者数の占有率
- C：当該事業の事業費の規模が認定申請を行う市町村における対象業種の設備投資平均額と同等以上と認められること
- D：資金計画が適正であると認められること

3. 公募期間

第 1 回公募開始日：平成 25 年 6 月 3 日（月）

第 1 回締切日：平成 25 年 6 月 28 日（金）

（対象貸付の貸付予定時期：平成 25 年 9 月末まで）

第 2 回締切日：平成 25 年 9 月 30 日（月）

（対象貸付の貸付予定時期：平成 25 年 12 月末まで）

第 3 回締切日：平成 25 年 12 月 20 日（金）

（対象貸付の貸付予定時期：平成 26 年 3 月末まで）

※1：第2回以降のスケジュールは参考。

2：第2回以降の要件については、予算の執行状況に応じて変更になることがあります。

3：各回の採択において、本年度予算額に達した場合には、その時点で公募は終了。

4. 応募の手続き等

(1) 応募書類の提出方法

○提出期限：締切日までに必着のこと

○場所：〒107-0052 東京都港区赤坂 1-9-13 三会堂ビル
復興庁復興特区班金融担当

○郵送又は持参

※郵送の場合は、配達等の都合で締切日までに届かない場合がありますので、締切りの期限に余裕をもって送付されるよう十分ご注意ください。

(2) 応募手続きに関する問い合わせ

復興庁復興特区班金融担当 大村、工藤、坂口

電話：03-5545-7234

※応募に関する質問は、公募要領に記載した電子メールでも受け付けております。

5. 審査方法

提出書類を受付後、書類審査を行い、必要に応じヒアリング調査を実施します。

本件連絡先：

復興庁復興特区班（金融担当）

大村、工藤、坂口

TEL：03-5545-7234